

地区計画ガイド

あけぼの北地区



平成28年12月

石巻市

(改訂版)

はじめに

「あけぼの北地区」は、災害危険区域等にお住まいの皆様方に対し、移転していただくための宅地供給を目的とした土地区画整理事業により、周辺環境と調和したまちづくりを進めています。

このような中、地区計画を導入することにより、低層住宅を主体とした地区の形成を誘導し、美しいまちなみ、安全・安心、環境との共生が充足される良好な居住環境の形成を目標としています。

地区計画とは

建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法により一定の基準が定められていますが、本地区の目標とするまちづくりを実現するため、本地区では、地区計画制度によりまちづくりのルールを定め、良好な居住環境と美しいまちなみを形成・保持していくこととしています。

このガイドは、本地区の地区計画の内容を説明したものです。今後建築をされる場合、あるいは垣又はさくを設置する場合等にご活用いただければ幸いです。

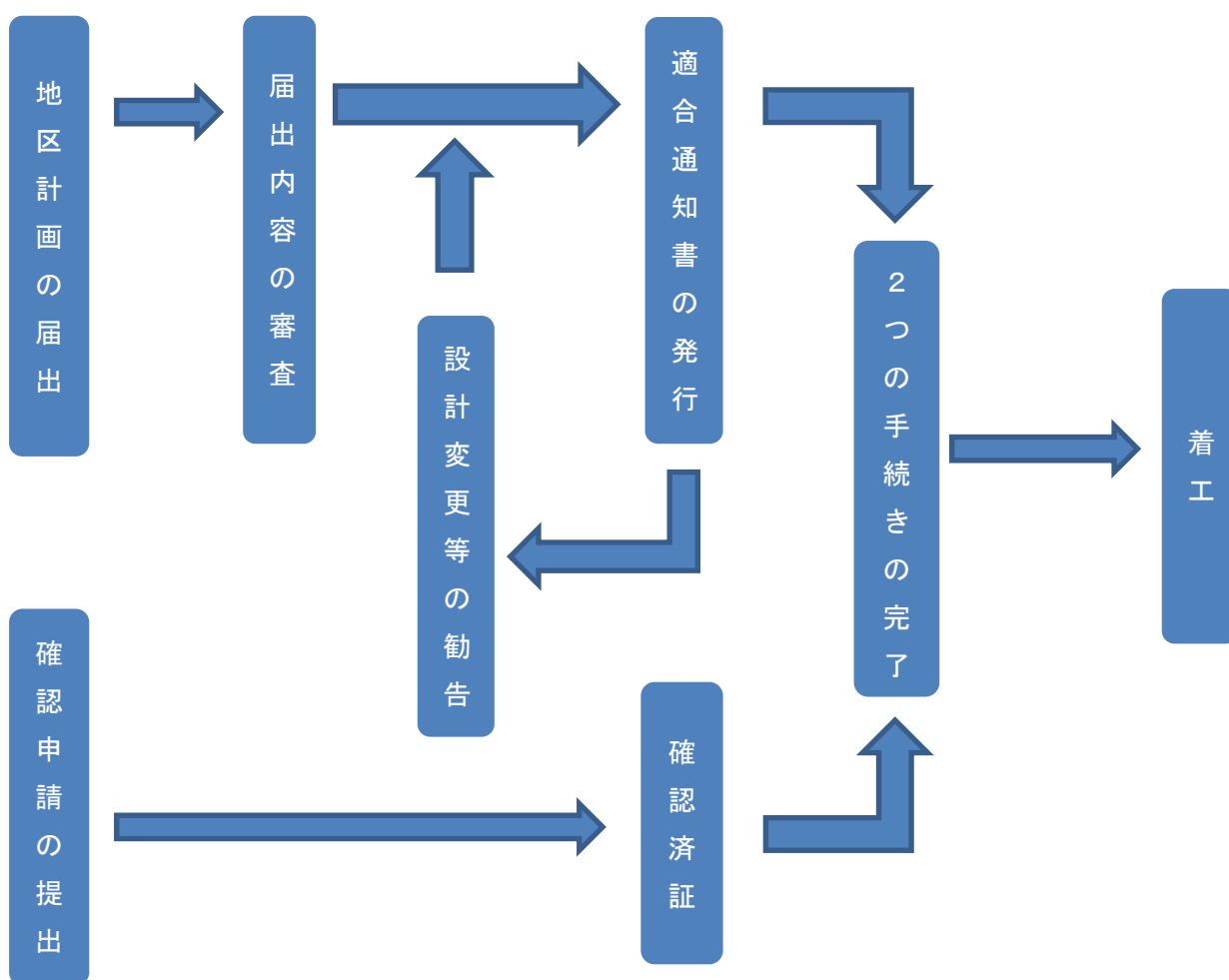
～この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、住みよい、愛着のもてるまちづくりのためにご協力をお願いいたします。～

手続きの流れ

あけぼの北地区では、建物の新築、増改築を行う前に次のような手続きが必要です。

届け出が必要な行為

- ①建物の新築・建替・増改築
- ②門・塀・車庫・物置等の設置(かき・さくの建造も含む)
- ③よう壁等の工作物の新設・改造
- ④土地の区画形質の変更



届け出方法

- ①届け出期間：工事着手の30日前まで
 - ②届け出窓口：石巻市建設部都市計画課
(届け出用紙は窓口および石巻市ホームページより入手できます。)
 - ③お問い合わせ先：0225-95-1111 内線5634
- ※工事は適合通知書を得てから着手してください。

決定年月日 平成27年 8月14日 石巻市告示308号

変更年月日 平成27年11月25日 石巻市告示415号

変更年月日 平成28年12月20日 石巻市告示406号

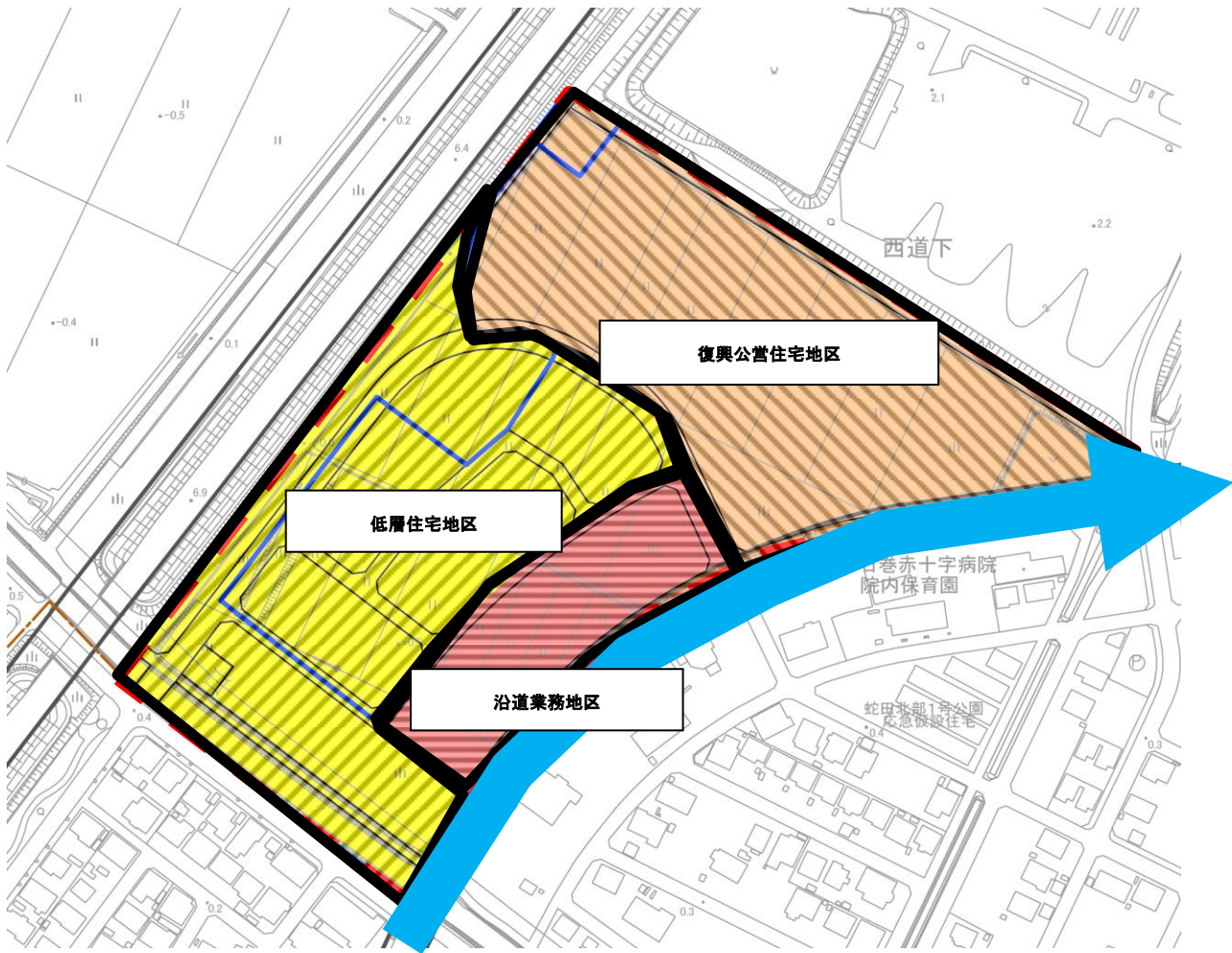
計 画 書

石巻広域都市計画地区計画の決定(石巻市決定)

都市計画あけぼの北地区計画を次のとおり決定する。

名 称	あけぼの北地区計画	
位 置	石巻市蛇田字西道下、同字新下堀の各一部	
面 積	約5.6ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標 <p>本地区は、石巻市の中心市街地より北西へ約4kmの市街地縁辺部に位置し、地区の北西側は三陸縦貫自動車道、北東側は市道西道下西道上線、南東側は都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線（市道二番谷地・東道下線）、南西側は市道向陽町二・新山崎線に囲まれている。東日本大震災により移転を余儀なくなられた市民の集団移転先として、良好且つ健全な市街地を形成することを目的に整備される。 このため、本地区の地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものである。</p>	
	土地利用の方針	周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。 1 主に住宅地として計画する。 2 都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線（市道二番谷地・東道下線）沿いは、沿道業務用地を計画する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	1 低層住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 2 沿道業務地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設や業務施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 3 復興公営住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限及び建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度及び建築物等の高さの最高限度を定める。

地区計画区域図



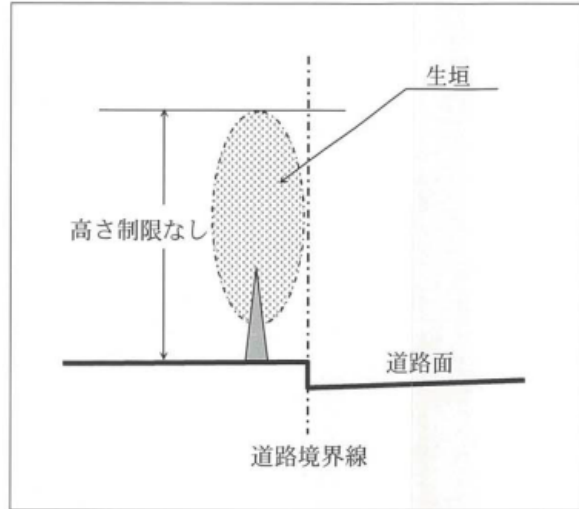
凡例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
低層住宅地区A	
沿道業務地区	
復興公営住宅地区	
石巻工業港曾波神線 市道二番谷地・東道下線	

あけぼの北地区計画 地区整備計画

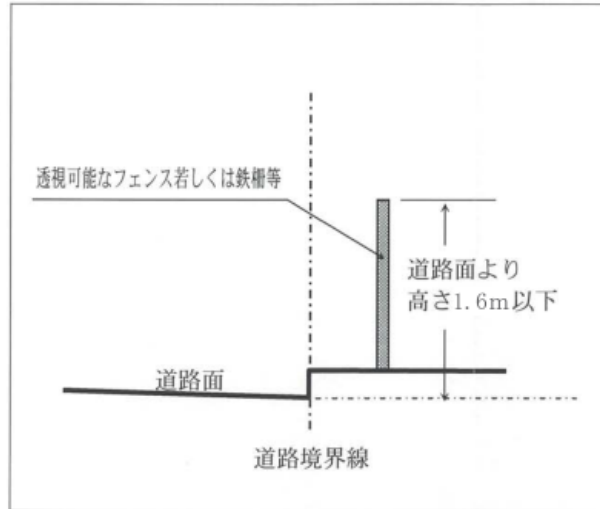
1 地区の区分	低層住宅地区 約2.5ha			沿道業務地区 約0.7ha			復興公営住宅地区 約2.4ha			
	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	
	第一種低層住居専用地域	60	80	第二種住居地域	60	200	第二種住居地域	60	200	
	第二種住居地域	60	200							
建築物等の制限に関する事項	2 用途の制限	<p>●建築できるもの</p> <p>①一戸建ての住宅</p> <p>②一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの（住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満）</p> <p>③集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る）</p> <p>④巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>⑤前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く）</p>			<p>●建築できないもの</p> <p>①1階部分を兼用住宅の住宅に供する部分、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの（ただし、これら用途の出入口ホール及び階段等の部分は除く）</p> <p>②一戸建ての住宅でその敷地が、都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線（市道二番谷地・東道下線）に接するもの</p> <p>③店舗、飲食店、事務所等その他これらに類するもの（床面積の合計が3,000㎡を超える）</p> <p>④ホテル又は旅館</p> <p>⑤ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設ものうち建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの</p> <p>⑥カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>⑦マージャン屋、ばちこ屋、射的場その他これらに類するもの</p> <p>⑧展示場（床面積の合計が3,000㎡を超えるもの）</p> <p>⑨学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>⑩公衆浴場</p> <p>⑪自動車教習所</p> <p>⑫自動車車庫（附属車庫を除く）</p> <p>⑬畜舎（床面積15㎡以下の附属畜舎を除く）</p>			<p>●建築できるもの</p> <p>①共同住宅、長屋</p> <p>②集会所（住民の自治活動の用に供するものに限る）</p> <p>③巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>④前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く）</p>		
	2 容積率の最高限度	80%			-			100%		
	3 建ぺい率の最高限度	-			-			-		
	4 敷地面積の最低限度	175㎡			175㎡			-		
		（ただし、巡査派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除く）			（ただし、一戸建ての住宅に限る）					
	5 壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>1) 道路境界線 1m</p> <p>2) その他隣地境界線 1m</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの</p>			<p>①建築物（一戸建ての住宅を含む）の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>1) 道路境界線 1m</p> <p>2) その他隣地境界線 1m</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの</p> <p>②一戸建ての住宅の1階部分の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から境界線までの距離は、次に掲げる数値以上とする。</p> <p>都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線境界線（市道二番谷地・東道下線） 20m</p>			-		
	6 高さの最高限度	10m			20m					
	7 形態又は意匠の制限	<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>						-		
8 かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p> <p>また、沿道業務地区A・Bについては、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。</p>						-			

かき又はさくの構造図

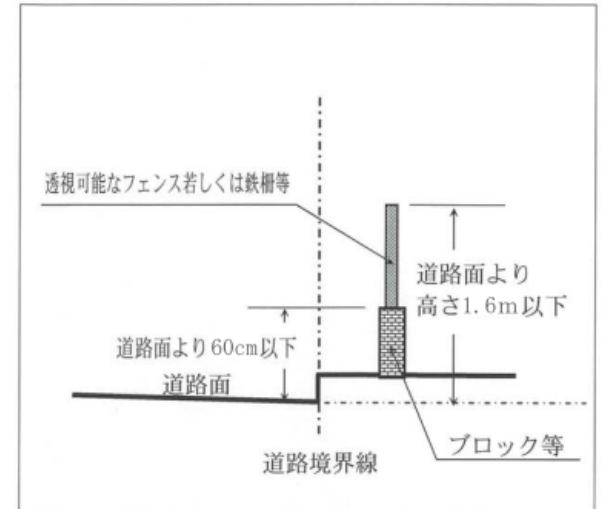
生垣の場合



フェンス等の場合



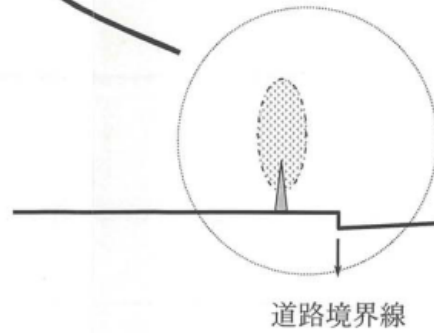
一部ブロック等を使用する場合



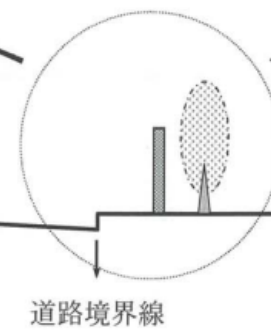
拡大図

拡大図

拡大図



道路境界線



道路境界線

